

航海の遠人をして利便ならしむるに庶からん。咨して施行を請う。

右、礼部に咨す

天順七年（一四六三）八月初四日

注\*本文書と同時の奏文（二二一八）があり、内容はより詳細である。

注は同項を参照。

（一）並びに妃に綵幣を賜い 原文は「并妃」とあり「并賜妃綵幣」と補読。

1-17-15

國王尚徳より礼部あて、進香と即位慶賀の進貢の事、長史蔡璟の子の閩県入籍を請う事の咨（一四六四、八、九）

琉球国中山王尚徳、慶賀等の事の為にす。

今、各件の事理を將て合行に移咨すべし。照驗して施行するを請う。須らく咨に至るべき者なり。

計三件

一件、喪礼の事。近ごろ王舅王察都・長史梁賓等を差わして謝恩せしむるに、回還して告称すらく、大行皇帝賓天す、と。恭聞して哀慟に勝えず。就ち属に行し、旧制に照依して已に喪礼を行わしむるの外、謹んで束香一炷、計るに重さ七十五斤を備え、使者明查度・通事馬俊等を差わして慶賀の船隻に附搭し、齋捧して

前来し恭しく詣りて拜進し、及び臣子の哀痛の至誠を尽くさしむ。咨して施行を請う。

一件、慶賀の事。天順八年（一四六四）七月二十七日、王舅王察都・長史梁賓等、欽んで勅書を齋捧し、国に到るを蒙る。開読するに、皇帝天位に嗣登す、とあり。此れを欽む。欽遵するを除くの外、今、特に王弟尚武、長史蔡璟等を遣わし、表文一通を齋捧し、海船三隻を管駕し、金結束金竜紋起花靶洒金漆鞘金竜紋腰刀一把・鍍金銀竜結束起花靶洒金漆鞘金竜紋腰刀二把・鍍金銅結束線匠靶螺鈿鞘腰刀一十把・貼金銅結束皮匠靶紅漆鞘腰刀一十把・鍍金銅結束紅漆螺鈿靶鞘腰刀一十把・鍍金銅結束紅漆靶鞘腰刀一十把・鍍金銅結束紅漆線編條穿束鍍金銅甲一領、事件全・鍍金銅結束綵線編條穿束黒漆皮甲二領、事件全・馬四十五匹・硫黄六万斤を装載して、京に赴き慶賀せしむ。咨して施行を請う。

一件、戸口の事。本国の長史蔡璟、告称すらく、伊の父実達魯は、永楽年間、身、通事に膺り屢々朝貢を承る。福建福州府閩県高惠里に在りて母梁氏を聘り、就ち当地の民人范祖生の房屋二間を買い、永楽年間に男一口と母を帯して完聚し、長樂県に入籍し、陳告す。礼部具題して、完聚し差役を優免して住坐するを欽准す。厥後、父故す。神主は房内に安慰し、兄母は奉祀して絶やさず。景泰四年（一四五三）に至り、母兄共に故す。遺下れる房屋は久

しく空にして損壊するも人の修理する無く、神主は祀を失う。今、環、慶賀に差つかわすを蒙る。男一口蔡光を將て、正統四年（一四三九）長史梁求保の奏准の事理に照らし、男をして閩県に入籍し、差役を優免せしめんと欲す、と。具に福州府、永樂十四年（一四一六）礼部具題して奏し、伊の父実達魯の、男を將て入籍して彼に在らしむるを欽准するを查得す。咨文にて照会して国に到る。事理是れ実なり。合行に移咨すべし。煩わづら為わくは題奏して施行せんことを。

右、礼部に咨す

天順八年（一四六四）八月初九日

慶賀の事

恭字一号 控之羅麻魯船 王弟尚武は一号に坐す 通事蔡曦<sup>⑫</sup>

存留梁徳

安字二号 吳羅麻魯船 長史蔡環は二号に坐す 通事林茂 存

留鄭傑

徳字三号 徳固之麻魯船 通事梁信<sup>⑬</sup> 進香の通事馬俊順搭す

注 (1) 王舅王察都：謝恩せしむ (一二二一八) 参照。

(2) 大行皇帝賓天す 英宗天順帝の死去。天順八年正月庚午。

(3) 皇帝天位に嗣登す 憲宗成化帝の即位。天順八年正月乙亥。

(4) 王弟尚武 『世譜』尚泰久王に「有数男、第三子曰尚徳、次曰尚武、其余不伝」とある。尚武のこの時の入朝は『明実録』

成化元年（一四六五）三月丁卯の条に記事がある。

(5) 蔡環 家譜（家譜（二）一三三五―一四八頁）によると、生没年は一四二六―一八六年。久米村蔡氏（儀間家）の三世。父

蔡讓、母武美度の長男で、弟に璋・璇・珣、女きようだいな佳度がある。子は宝・寶・実とあり、光の名はない。『明実録』に成化三（一四六七）・五・七年、長史として入朝の記事があり、成化五年三月壬辰の条に「長史蔡環、以其祖本福建南安県人、洪武初、奉命於琉球国、導引進貢、授通事、父襲通事、伝至環、陞長史、…」とある。また『李朝実録』に

世祖七年（一四六一）琉球国の副使として朝鮮に至った記録がある。家譜は蔡氏の元祖蔡崇を福建泉州府南安県の人で、洪武二十五年（一三九二）撥与の閩人三十六姓の一とする。また、『明実録』嘉靖二十六年（一五四七）十二月辛亥の条に、蔡氏の六世蔡廷会の起こした事件に関し「其先閩人蔡環、永樂中撥往琉球国充梢水、而産籍在閩…」の記述があり、この事件の時まで福建に籍があつた可能性が強い。

(6) 匪ひ靶 刀のつかに紐などを巻きつけること。

(7) 戸口の事 本件は、蔡環が福建のいわゆる絶戸の戸籍に自分の子と称する蔡光なる者を入籍しようとした事に関わる。當時中国ではこのような戸籍の操作は珍しいことではなく、本文書の表面的な記述から実達魯を蔡環の父と断定することには問題がある。蔡環の申し立てからすれば、実達魯は蔡姓の中国人であり、ここに唐名をあげていないのは不可解であり、あるいは別家の絶戸の戸籍に自分の縁故者を入籍するための方便であつた可能性がある。本件は、当時琉球にあつた福建

